

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区南荻窪一丁目九番、最後の住所東京都杉並区高井戸東三丁目二〇番一―三〇二号クレアトル浜田山

被相続人 亡 久田みどり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月二十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十九日

東京都千代田区四番町六番一―号エルフェ四番町三〇一―区 新都総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 板橋 喜彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市東栄三丁目七九六番地一―三、最後の住所新潟県長岡市東栄三丁目一〇番一―三号

被相続人 亡 黒崎 恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十九日

事務所新潟県長岡市弓町二丁目一番四四号 むらやま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村山 夏希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市立町一三五七番地、最後の住所富山県高岡市姫野八七一―番地

被相続人 亡 青木みゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十九日

事務所富山県射水市沖塚原七四七番地一―TLCビル三階

相続財産清算人 司法書士 林 哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡朝日町桜町一―二四七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 鍋島 宣行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十九日

富山県富山市丸の内一丁目八番一―五号 余川ビル三階

相続財産清算人 弁護士 足立 政孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区丸の内二丁目八番一―四号、最後の住所名古屋市中区丸の内二丁目八番一―四号

被相続人 亡 長谷川良勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十九日

名古屋市中区丸の内一―四一―二 アレッククスビル六階 アイ・パートナーズ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岸田 航

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市西岩田一丁目三五五番地、最後の住所大阪府大阪市天王寺区玉造元町二番二九一―八〇号

被相続人 亡 森田 政男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十九日

大阪府中央区平野町二丁目二番九号ビル皿井八〇三

相続財産清算人 弁護士 金 建龍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市今津上野町七九番地、最後の住所大阪府平野区長吉川辺三丁目二〇番一―四号特別養護老人ホーム長吉

被相続人 亡 越山秀之介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十九日

大阪府北区西天満四一―五一―八プラザ梅新五階五一―

相続財産清算人 弁護士 中村 克宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市丸之内三二番地、最後の住所大阪府東大阪市足代南一丁目六番一―〇号コーポサックス三〇一―号

被相続人 亡 大嶽紀美男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十九日

大阪府中央区北浜一丁目一番三〇号リバービュー北浜一〇階

相続財産清算人 弁護士 三浦 高敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市須磨区南町三丁目三一―番地、最後の住所神戸市垂水区塩屋町目大谷六四八番地の三エクスセレンス塩屋四〇五号

被相続人 亡 山本 恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十九日

兵庫県神戸市中央区桶町二丁目二番六号クスノキ壱番館二階大倉山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 堀田 亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区南島山六丁目三〇番、最後の住所島根県松江市比津が丘一丁目七番一―号

被相続人 亡 木村 儀彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十九日

島根県松江市北堀町一四八番地四 内田マンション一〇一―号室 まりも司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 常住 郁衣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚一三四二番地、最後の住所福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚一三四二番地

被相続人 亡 野田猪勢男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十九日

福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅前五番二―号一階

相続財産清算人 司法書士 中村 好伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市八本町一五〇番地、最後の住所福岡県大牟田市青葉町一〇四番地一―すまいるホーム青葉

被相続人 亡 永吉 俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十九日

福岡県大牟田市正山町二六番地

相続財産清算人 司法書士 竹本 隼

第12期決算公告 令和8年6月19日
 北海道雨竜郡沼田町南一条二丁目6番2号
 株式会社村井薬局
 代表取締役 村井 喜美
 貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	102,619
固定資産	10,921
合 計	113,540
負債純資産及び部	
流動負債	17,916
固定負債	9,284
純資産	86,340
資本	5,000
剰余金	81,340
利益剰余金	81,340
その他利益剰余金	(6,539)
合 計	113,540